

施設の使用料について

1. 使用料と受益者負担の原則について

- 使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭(地方自治法第 225 条)を言います。
- 行政サービスには、全てコスト(経費)がかかっています。そのうち、使用料を徴収している公の施設に係るコストは、利用する方からの「使用料(受益者負担)」と、納税者の皆様の「税金(公費負担)」で賄っています。
- 特定の行政サービス利用者は、そのサービスの受益者であり、利用しない者との公平性の観点から、受益者がその費用を負担すべきとするのが「受益者負担の原則」です。これにより公の施設では、施設を利用する方から施設の運営に必要となる適切な金額を負担していただいています。

2. 本市における使用料の現状と課題、検討の方向性

本市では施設の使用料について、以下の取り組みを進めています。

① 各施設の経営改善の取り組みについて

施設運営のコストを減らす取り組みのほか、利用者増や使用料の見直しなど、収入を増やす取り組みを進めています。

② 施設の使用料にかかる全市的基準や方針の策定検討について

現在の施設の使用料には統一の基準がなく、個別に設定されていることから、全市的な基準や方針の策定検討を進めています。また、負担割合については、ほかの自治体の考え方を参考にしながら検討を進めます。

3. 今後の施設の使用料について

上記①、②の取り組みから、施設再編とは別に使用料の見直しの検討が必要になります。

施設使用料の見直し時期や内容などについては、施設整備や全市的な取り組みに合わせ、今後検討していきます。その際は、施設の持続的な維持運営だけでなく、地域の活動にも配慮しながら、検討を進めます。

《参考》これまでのWSなどで出された農改センターの使用料に関する意見

- ほかの施設が有料化になっているので、有料化は避けて通れないだろうと思っている。
- 現在の利用無料は助かるが、一人100円くらいの負担はやむを得ないと感じている。
- 使用料は「適切に」徴収してはどうか。
- 農改センターは利用団体から料金をもらう。
- 施設のコストなどを使用する人が負担することは、納得できる。
- 地区内外の利用者で使用料に差をつけることも検討する。
- 新しい施設はすべて有料化にする。
- 有料化は避けてもらいたい。